

第 2 章

防 災 組 織

1 青森県石油コンビナート等防災本部本部員・幹事

[本部長 青森県知事]

法	本部員	幹事
28～5～1	警察庁東北管区警察局総務監察・広域調整部長	災害対策官
	経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部長	保安課長
	国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所長	副所長
	国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所長	副所長
	国土交通省東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所長	八戸港湾・空港整備事務所副所長
	青森海上保安部長	警備救難課長
	八戸海上保安部長	警備救難課長
	厚生労働省青森労働局長	健康安全課長
28～5～2	陸上自衛隊第9師団長	第9師団司令部第3部長
28～5～3	青森県警察本部長	警備部長
28～5～4	青森県副知事	
	青森県副知事	
	青森県総務部長	総務部次長
	青森県企画政策部長	企画政策部次長
	青森県環境生活部長	環境生活部次長
	青森県健康福祉部長	健康福祉部次長
	青森県商工労働部長	商工労働部次長
	青森県農林水産部長	農林水産部次長
	青森県県土整備部長	県土整備部次長
	青森県危機管理局長	危機管理局次長 防災危機管理課長 消防保安課長
	青森県観光国際戦略局長	観光国際戦略局次長
青森県エネルギー総合対策局長	エネルギー総合対策局次長	

法	本 部 員	幹 事
28～5～5	青森市長	総務部長
	八戸市長	市民防災部長
	六ヶ所村長	原子力対策課長
28～5～6	三沢市長	総務部長
	平内町長	総務課長
	野辺地町長	防災安全課長
	横浜町長	総務課長
	東北町長	総務課長
	おいらせ町長	まちづくり防災課長
	東通村長	総務課長
28～5～7	青森地域広域事務組合消防長	消防次長
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防長	消防本部次長
	三沢市消防長	消防本部次長
	下北地域広域行政事務組合消防長	消防本部次長
	北部上北広域事務組合消防長	消防本部次長
	中部上北広域事業組合消防長	消防本部次長
28～5～8	東西オイルターミナル(株)青森油槽所長	青森油槽所長代理
	八戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長	副会長
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 むつ小川原国家石油備蓄基地事務所長	副所長
28～5～9	青森県幼少女女性防火委員会女性防火部会部会長	副部会長
	むつ小川原石油備蓄株式会社取締役六ヶ所事業所長	環境安全室長

本部長 1 本部長 43 幹事 43

2 防災関係機関一覧

(1) 防災関係機関（特定事業所等以外）

区分	機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話
地方 行政 機関	東北管区警察局	広域調整第二課	仙台市青葉区本町三丁目3-1 合同庁舎	022 221-7181 内5860
	関東東北産業保安監督部 東北支部	保安課	仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎	022 221-4956
	青森河川国道事務所	防災課	青森市中央三丁目20-38	017 734-4535
	青森港湾事務所	保全課	青森市本町三丁目6-34	017 775-2187
	八戸港湾・空港整備事務所	保全課	八戸市沼館四丁目3-19	0178 22-9398
	第二管区海上保安本部	環境防災課	宮城県塩釜市貞山通三丁目4-1 港湾合同庁舎	022 363-0111
	青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目1-2 港湾合同庁舎	017 734-2421 734-4999
	八戸海上保安部	警備救難課	八戸市築港街2-16 港湾合同庁舎	0178 33-1221 33-4999
	青森労働局	健康安全課	青森市新町二丁目4-25 合同庁舎	017 734-4113
	東北地方整備局	防災室	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022 225-2171
	東京航空局三沢空港事務所	管理課	三沢市三沢字下夕沢83-197	0176 53-2461
	東京航空局青森出張所	管理係	青森市大字大谷字小谷1-303	017 739-2240
	青森地方气象台	防災管理官	青森市花園一丁目17-19	017 741-7413
自 衛 隊	陸上自衛隊第9師団	第3部（防衛班）	青森市浪館字近野45	017 781-0161 内6062・6262
	海上自衛隊大湊地方総監部	第3幕僚室	むつ市大湊町4-1	0175 24-1111 内213
	海上自衛隊第2航空群	運用幕僚	八戸市大字河原木字高館	0178 28-3011 内2231
	航空自衛隊北部航空方面隊	防衛部	三沢市後久保125-7	0176 53-4121 内2354
警 察	青森県警察本部	警備第二課	青森市新町二丁目3-1	017 723-4211 内5752
	青森警察署	警備課	青森市安方二丁目15-9	017 723-0110
	八戸警察署	警備課	八戸市城下一丁目16-25	0178 43-4141
	野辺地警察署	警備課	野辺地町字新町裏1-1	0175 64-2121

区分	機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話
県	総務部	財政課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9027
	企画政策部	企画調整課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9132
	環境生活部	県民生活文化課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9205
	健康福祉部	健康福祉政策課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9276
	健康福祉部	医療薬務課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9287
	商工労働部	商工政策課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9365
	農林水産部	農林水産政策課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9457
	農林水産部	水産振興課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9592
	農林水産部	漁港漁場整備課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9612
	県土整備部	監理課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9635
	県土整備部	港湾空港課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9673
	県土整備部	道路課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9648
	危機管理局	防災危機管理課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9088
	危機管理局	消防保安課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9086
	観光国際戦略局	観光企画課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9385
	エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課	青森市長島一丁目1-1	017 734-9736
市町村	青森市	危機管理課	青森市中央一丁目22-5	017 734-1111
	八戸市	防災危機管理課	八戸市内丸一丁目1-1	0178 43-2111
	六ヶ所村	原子力対策課	六ヶ所村大字尾駈字野附475	0175 72-2111
	三沢市	防災管理課	三沢市桜町一丁目1-38	0176 53-5111
	平内町	総務課	平内町大字小湊字小湊63	017 755-2111
	野辺地町	防災安全課	野辺地町字野辺地123-1	0175 64-2111
	おいらせ町	まちづくり防災課	おいらせ町中下田135-2	0178 56-2111
	横浜町	総務課	横浜町字寺下35	0175 78-2111
	東北町	総務課	東北町上北南四丁目32-484	0176 56-3111
	東通村	総務課	東通村大字砂子又字沢内5-34	0175 27-2111

区分	機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話
消防機関	青森地域広域事務組合 消防本部	予防課	青森市長島二丁目1-1	017 775-0853
	八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部	予防課	八戸市田向5丁目1-1	0178 44-2133
	三沢市消防本部	警防課	三沢市大字三沢字堀口17-36	0176 54-4275
	下北地域広域行政事務組合 消防本部	警防課	むつ市小川町二丁目14-1	0175 22-3819
	北部上北広域事務組合 消防本部	警防課	野辺地町字田狭沢40-9	0175 64-0150
	中部上北広域事業組合 消防本部	警防課	七戸町字荒熊内159-4	0176 62-3142
学校	弘前大学	理工学部	弘前市文京町1	0172 39-3505
	八戸工業高等専門学校	物質工学科	八戸市田面木字上野平16-1	0178 27-2515
公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 (盛岡支社青森支店)	総務課	青森市柳川一丁目1-1	017 734-6734
	東日本電信電話株式会社 (青森支店)	青森災害対策室	青森市橋本二丁目1-6	017 774-9550
	日本銀行(青森支店)	総務課	青森市中央一丁目11-1	017 734-2151
	日本通運株式会社 (青森支店)	作業管理課	青森市新町一丁目1-8	017 723-1211
	東北電力(株)(青森支店)	総務課	青森市港町二丁目12-19	017 742-2191~7
	日本赤十字社(青森県支部)	事業課	青森市長島一丁目3番1号	017 722-2011
	青森ガス株式会社	供給部	青森市港町三丁目6-33	017 741-7421
	八戸ガス株式会社	供給部	八戸市沼館三丁目6-48	0178 43-3165
	三八五交通株式会社	庶務課	八戸市城下四丁目19-15	0178 24-3335
	青森県医師会	—	青森市新町二丁目8-21	017 723-1911
	日本放送協会(青森放送局)	放送部	青森市松原二丁目1	017 774-5111
	青森放送株式会社	報道部	青森市松森一丁目8-1	017 743-1234
	株式会社青森テレビ	報道部	青森市松森一丁目4-8	017 741-2231
	青森朝日放送株式会社	報道制作部	青森市荒川字柴田125-1	017 762-1111
株式会社エフエム青森	放送部	青森市堤町一丁目7-19-1 F	017 735-1181	

(2) 特定事業所等

地区	特定事業所等名	事業所所在地	電話
青森地区	東西オイルターミナル(株) 青森油槽所	青森市柳川二丁目1-9	017 766-5145
	(株)ニヤクコーポレーション 東北支店青森事業所	青森市柳川二丁目 1-17	017 766-4155
八戸地区	東西オイルターミナル(株) 八戸油槽所	八戸市豊洲2-12	0178 46-1101
	ジャパンオイルネットワーク(株) 八戸油槽所	八戸市豊洲2-10	0178 22-7306
	出光興産(株)八戸油槽所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10-10	0178 45-1803
	カメイ(株)八戸油槽所	八戸市豊洲2-6	0178 45-6405
	大太平洋金属(株)	八戸市大字河原木字遠山新田5-2	0178 47-7115
	東北電力(株)八戸火力発電所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原1-1	0178 43-4331
	E N E O S エルエヌジーサービス (株)八戸LNGターミナル	八戸市豊洲7-2	0178 46-0751
	全国漁業協同組合連合会八戸油槽所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10-28	0178 43-0738
	(株)大太平洋ガスセンター	八戸市大字河原木字海岸20-2	0178 47-1500
	上野輸送(株)八戸事業所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10-8	0178 43-9726
	富士興産(株)八戸営業所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10-24	0178 45-8850
	(株)アストモスガスセンター八戸	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10-26	0178 24-1030
	横浜冷凍(株)八戸物流センター	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10-38	0178 44-3420
	(株)ラクウン八戸営業所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10-31	0178 44-2412
	(有)八通物流サービス	八戸市大字河原木字宇兵エ河原10	0178 24-5641
	(株)ニヤクコーポレーション 八戸事業所	八戸市豊洲1-22	0178 24-6601
	カメイ物流サービス(株)八戸営業所	八戸市豊洲2-38	0178 41-2902
	エプソンアトミックス(株)	八戸市大字河原木字海岸4-44	0178 73-2801
	むつ小川原地区	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構むつ小川原国家石油備蓄基地	貯蔵基地
中継ポンプ場			六ヶ所村大字尾駁字沖付111

3 青森県附属機関に関する条例（青森県石油コンビナート等防災本部関係条項抜すい）

（趣旨）

第一条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百十八条の四第三項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第三条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関(次項に規定するものを除く。)の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第二の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十三第二項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第五十八条の八第三項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。

（会長等）

第四条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、別表第一及び別表第二の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第五条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第一及び別表第二の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第六条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県行政不服審査会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会(以下「社会福祉審議会」という。)、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会(以下「土地利用審査会」という。)、青森県都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)、青森県開発審査会、青森県建築審査会及び青森県建築士審査会の会議は、必要に応じて会長(青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあつては、委員長)が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議(以下「防災会議」という。)及び青森県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の会議を除くほか、会議は、委員等(青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。)の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以

下「消費生活審議会」という。)、青森県青少年健全育成審議会、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。)及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十二条第六項及び第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもって決する。

5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(防災本部の部会)

第十九条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 前項の部会に属すべき本部員及び専門員は本部長が指名する。

3 第一項の部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 前項の部会長は、第一項の部会の事務を掌理する。

5 前三項の部会長に事故があるときは、第一項の部会に属する本部員のうちから第三項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(防災本部の幹事)

第二十条 防災本部に、幹事四十八人以内を置く。

2 前項の幹事は、本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命する。

3 第一項の幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(防災本部の議事等)

第二十一条 第六条及び前二条に定めのあるものを除くほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

名 称	担当する事務	組 織	委 員 等 の 構 成	定 数	任 期	会長等及 び副会長 等の選任 方 法
青森県石油 コンビナート等防災本 部	<p>石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第27条第3項の規定により、県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 2. 防災に関する調査研究を推進すること。 3. 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。 4. 災害が発生した場合において、県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関、県の区域内の公共的団体及び県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。 5. 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。 6. 災害が発生した場合において、国の行政機関(関係特定地方行政機関を除く。)及び他の都道府県との連絡を行うこと。 7. その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。 	石油コンビナート等災害防止法の規定による。	石油コンビナート等災害防止法の規定による。	知事の部内の職員のうちから指名される本部員の定数は13人以上、知事により指定される市町村の市町村長である本部員の定数は9人以内、知事により任命される本部員の定数は2人以内とする。	知事により任命される本部員の任期は、2年とする。	石油コンビナート等災害防止法の規定による。

4 青森県石油コンビナート等防災本部の議事並びに運営に関する要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、青森県石油コンビナート防災本部（以下「防災本部」という。）の議事並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文書連絡等)

第 2 条 本部長は、防災本部会議に出席できない場合は、文書その他便宜な方法により意見を述べることができる。

(幹 事 会)

第 3 条 幹事は、幹事会を構成する。

2. 幹事会は、本部長が招集する。
3. 幹事会は、次の事項を処理する。
 - (1) 防災本部会議に関する議案に関すること。
 - (2) 本部員の所属する各関係機関の連絡調整に関すること。
 - (3) その他本部長が特に指示した事項
4. 幹事会の運営等に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

(本部長の専決処理)

第 4 条 防災本部会議を招集するいとまのないときは、防災本部会議が処理すべき事項のうち、緊急かつ、必要なものについては、本部長が専決処理できるものとする。ただし、専決処理した事項については、次の防災本部会議に報告して承認を求めるものとする。

(会 議 録)

第 5 条 庶務担当課は、会議録を作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 防災本部会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職氏名
- (3) 防災本部会議に付した案件
- (4) 防災本部会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他参考事項

5 青森県石油コンビナート等防災本部幹事会の議事並びに運営に関する要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、青森県石油コンビナート等防災本部幹事会（以下「幹事会」という。）の議事並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文書連絡等)

第 2 条 幹事は、幹事会に出席できない場合は、文書その他便宜な方法により意見を述べることができる。

(議 長)

第 3 条 幹事会の議長は、防災消防課に係る事務を整理する部次長をもって充てる。

(会 議 録)

第 4 条 庶務担当課である防災消防課は、会議録を作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 幹事会の日時及び場所
- (2) 出席者の職氏名
- (3) 幹事会に付した案件
- (4) 幹事会の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他参考事項

